

個人府民税の条例指定寄附金税額控除制度の概要

1 個人住民税の寄附金控除制度とは？

一定の団体に個人が寄附をした場合、申告を行うことで個人住民税の一定の額が税額から控除される制度です。

平成 20 年度の税制改正によって、対象寄附金の拡充と「ふるさと納税」寄附金控除が制度化され、それまでの所得控除方式から税額控除方式に改められました。

寄附金税額控除

総所得金額等の 30% を上限に、寄附金額のうち 2 千円を超える部分に対し、税額控除されます。

対象寄附金

- ・ 都道府県、市区町村に対する寄附金（いわゆる「ふるさと寄附金」）
- ・ 京都府共同募金会・日本赤十字社京都府支部に対する寄附金
- ・ 都道府県・市区町村が条例で定めるものに対する寄附金

控除を受けるための手続き

所得税と個人住民税で控除を受ける場合 最寄りの税務署へ確定申告

個人住民税のみで控除を受ける場合 お住まいの市町村に申告

2 個人府民税の条例指定に伴う控除対象寄附金とは？

「京都府が条例で指定した寄附金」

控除対象寄附金

京都府では、所得税の控除対象寄附金のうち、次の寄附金を個人府民税からの税額控除の対象となる寄附金として指定しています。

- (1) 財務大臣が指定した寄附金（国立大学法人、公立大学法人など）
- (2) 地方独立行政法人に対する寄附金（病院事業を行うもの）
- (3) 特定公益増進法人に対する寄附金（公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人など）
- (4) 認定 N P O 法人に対する寄附金
- (5) 更生保護法人に対する寄附金

上記のうち、京都府に主たる事務所を有する法人又は団体に対し、平成 21 年 1 月 1 日以降に行った寄附金が、個人府民税からの税額控除の対象となります。

控除額

個人府民税からの控除額 = (寄附金額 - 2,000 円) × 税率 (府民税 4%)

(注 1) お住まいの市町村も対象寄附金を条例で指定している場合は、これとは別に市町村民税 (6%) 分も控除されます。

(注 2) 寄附金税額控除が受けられる上限額は、都道府県・市区町村に対する寄附金等と併せて、総所得金額等の 30% までとなります。

問い合わせ先

京都府総務部 税務課 管理担当

電話：075 - 414 - 4441